

委託業務に係る企画提案要領

平成31年2月1日
一般社団法人そらの郷

1 業務概要

(1) 業務名

にし阿波観光圏個人会員向け情報発信実施業務

(2) 業務の目的・概要

徳島にし阿波地域の三好市や美馬市は平家伝説や雄大な自然の残る大歩危・祖谷、藍で栄えた商家の町並みや卯建（うだつ）の壁面装飾が美しい美馬市脇町など、歴史・伝統に彩られたエリアを中心として外国人観光客や海外メディアの取材も増加している。また、急傾斜地農法や雑穀等の食文化が残る「日本の原風景」を思わせる里山を残すエリアとして世界農業遺産に認定された。

欧米インバウンド市場の訪日観光客は、個人旅行（以下「FIT」と言う。）化が進み、今後その傾向が強まり全国化するとされている。FITの旅行手配においてはオンライントラベルエージェント（以下「OTA」と言う。）サイトを利用した旅行商品購入が主流となりつつあることから、OTAを活用したFIT向けのプロモーション及び旅行商品販売促進が効果的であると見込まれる。

にし阿波地域の歴史・文化、自然を、FIT向け観光情報を発信し、旅行選択肢としてにし阿波観光圏地域の認知度を高め、誘客に結び付けることを目的とする。

(3) 業務内容

別添「業務仕様書」のとおり

2 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 本業務と同種又は類似の観光関連業務に関する相当な実績を有すること。
- (3) 次のいずれかに該当しないこと。

ア 会社更生法（昭和14年法律第154条）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申し立てをし、又は申し立てがなされている者及びこれらの手続き中である者。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第17号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

3 手続等

事業者の選定に参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

- (1) 参加表明書の提出（提出期限 平成31年2月8日（金）17時まで）
 - ア 参加表明書（様式第1号） 1部
 - イ 業務実績書（様式第2号） 1部
- (2) 企画提案書の提出（提出期限 平成31年2月15日（金）17時まで）
 - ア 任意様式（紙媒体（A4）、10ページ以内） 6部
 - ・表紙（業務名、事業者名及び提出日を記載）
 - ・業務に係る実施方針、目標設定・スケジュール及び具体的な企画提案
 - ・当該業務の実施体制
 - ・参考資料 等

イ 見積書（内容詳細の確認できるもの（「一式」は不可）） 1部

※企画提案書・見積書の宛名は「一般社団法人そらの郷 理事長」とすること

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便で期限内必着）すること。

(4) 書類提出先及び問い合わせ先

〒778-0003 徳島県三好市池田町サラダ1893番地1

一般社団法人そらの郷事務局

TEL：0883-76-0713 FAX：0883-72-0753

(5) 企画提案に関するヒアリング

原則として実施しない。ただし、事前の問い合わせ数などを勘案して実施する場合は、各応募者に個別に連絡する。

(6) 提案書を特定するための評価基準

次の項目により評価する。なお評価基準の配点等に関する質問は受け付けない。

ア 業務内容の理解度：事業の目的、趣旨を十分に踏まえた企画提案がなされているか。

イ 提案内容の実効性：提案内容が具体的で説得力があり成果が期待できるものであるか。

ウ 業務遂行の確実性：事業の準備を含め業務全体を円滑かつ安定的に遂行できるか。

エ 予算の妥当性：企画提案内容が予算的に妥当なものであるか。

4 支払い条件及び概算予算額

(1) 支払い条件：完了検査の上、適法な請求書を受領後、30日以内に支払う。

(2) 概算予算額：1,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(2) 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは原則として認めない。

(3) 提出された書類は返却しない。なお、提出された書類は、「一般社団法人そらの郷」又は「にし阿波～剣山・吉野川観光圏協議会」における使用に限り、必要に応じて複写することがある。

(4) 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(5) 提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にする。

(6) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適なものとして特定したものであるが、契約手続きを完了するまでは当法人との契約関係を生じるものではない。

(7) 当公示及び仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

(8) 参加表明者からの当該委託業務に係る条件及び応募手続きに関する質問は、平成30年2月7日（木）17時までFAX（任意様式）で受け付け、その回答は参加表明者全員に平成31年2月12日（火）17時までに電子メールまたはFAXで行う。なお、他の事業者からの提案書提出状況や積算に関する内容等は受け付けない。

6 事業開始までのスケジュール

(1) 受付開始 平成31年2月1日（金）

(2) 参加表明書締切 平成31年2月8日（金）17時まで

(3) 企画提案書締切 平成31年2月15日（金）17時まで

(4) 委託契約締結 平成31年2月下旬